「社外高度人材活用新事業分野開拓の目標」については、開拓する新たな事業分野について、需要の開拓がなされる計画であることを示すこと。その際、市場のニーズ、市場の規模、競合する事業者・事業分野等との比較・相違点、需要の開拓の規模、事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等）を含むこと。

3　実施時期

当該計画の計画期間を２年以上とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。また、当該計画に従い業務委託契約に基づいて当該社外高度人材を活用する時期（別紙において「活用期間」という。）を当該計画期間の中で２年以上として定め、活用の開始と終了の年月日を記載すること。

なお、当該計画に従って社外高度人材に法第 13 条の新株予約権を付与する場合、当該計画期間は、同条の新株予約権の全ての行使の日まで継続する期間とすること。

4　社外高度人材活用新事業分野開拓において活用する社外高度人材の有する知識又は技能の内容及びその活用の態様

（１）　施行規則の該当箇所（専門性）

施行規則第４条に規定される、新事業活動に有用な高度な知識又は技能の該当箇所を記載すること。

（２）　基本方針の該当箇所（貢献内容）

基本方針に規定される、当該社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容の該当箇所をチェックすること。

（３）　（１）・（２）の関連性

（１）・（２）に記載した内容の関連性を記載すること。

（４）　その他の社外高度人材の活用の態様に関する事項

第５条第５号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画において、当該社外高度人材を日本国内のみにおいて２年以上活用する」に、同条第８号に掲げる要件に該当する場合は「当該計画の計画期間の開始の日から当該計画に従って付与される新株予約権の行使の日まで、当該社外高度人材が引き続き日本国内の居住者である」にそれぞれチェックをすること。

5　当該社外高度人材にその有する知識又は技能の提供に対する報酬として当該新規中小企業者等の新株予約権を与える場合にあっては、当該報酬の内容

当該計画に従って付与される新株予約権の付与決議及び付与を計画期間において行う場合、当該計画に従って付与される新株予約権が当該計画に定められる業務の対価である場合、計画期間が当該計画に従って付与する新株予約権の全ての行使の日まで継続することとされている場合及び当該計画に従って付与する新株予約権について、法第 13 条の規定による課税の特例の適用を希望する場合、該当する欄にそれぞれチェックすること。

6　社外高度人材活用新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）　社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

（２）　「使途・用途」の欄には、資金の具体的な使途・用途を記載すること。また、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（３）　「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載すること。